

改正

昭和50年4月1日条例第11号
昭和51年3月29日条例第22号
昭和53年10月5日条例第34号
昭和55年4月1日条例第17号
平成9年3月31日条例第15号
平成12年3月31日条例第58号
平成13年3月26日条例第18号
平成14年3月27日条例第16号
平成15年12月12日条例第58号
平成17年9月22日条例第43号
平成20年3月24日条例第14号
平成20年9月19日条例第46号
平成26年9月19日条例第58号
平成28年6月17日条例第56号
平成29年3月24日条例第29号
平成29年9月15日条例第50号
平成31年3月22日条例第20号
令和元年6月28日条例第10号
令和元年12月20日条例第116号

旭川市地域保育所条例

(設置)

第1条 保育を要する幼児その他の児童（以下「保育児童」という。）の福祉の増進を図るため、旭川市地域保育所（以下「地域保育所」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 地域保育所の名称及び位置は、別表第1のとおりとする。

(開所期間等)

第2条の2 地域保育所の開所期間、保育時間及び休所日は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 開所期間 4月1日から翌年の3月31日まで
- (2) 保育時間 午前8時から午後5時30分まで
- (3) 休所日 日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、12月30日及び31日並びに1月2日から4日まで

2 市長が特に必要と認めたとき、又は第2条の5第1項に規定する指定管理者が必要と認めた場合であつて、あらかじめ市長の承認を受けたときは、前項の規定にかかわらず、開所期間、保育時間及び休所日を臨時に変更することができる。

(施設の休止)

第2条の3 災害又は感染症の発生等により、保育児童に危険を及ぼすおそれがある場合において、市長が特に必要と認めたとき、又は第2条の5第1項に規定する指定管理者が必要と認めた場合であつて、あらかじめ市長の承認を受けたときは、一定の期間を定めて地域保育所を休止することができる。

(入所の制限)

第2条の4 次条第1項に規定する指定管理者は、保育児童が次の各号のいずれかに該当するときは、地域保育所への入所を制限することができる。

- (1) 感染症にかかり、又はその疑いがあるとき。
- (2) 心身が虚弱で地域保育所において保育に堪えることができないとき。
- (3) 他の入所児童（地域保育所に入所している保育児童をいう。以下同じ。）に悪影響を及ぼすおそれがあるとき。

(指定管理者による管理)

第2条の5 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、指定管理者（同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に地域保育所の管理を行わせるものとする。

2 指定管理者が行う管理の業務は、次のとおりとする。

- (1) 入所児童の保育に関すること。
- (2) 地域保育所への入所の承諾等に関すること。
- (3) 地域保育所の施設及び設備の維持管理に関すること。
- (4) その他市長が定める業務

(公募によらない指定管理者の指定)

第2条の6 市長は、指定管理者の指定をしようとするときは、旭川市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成16年旭川市条例第29号。以下「指定条例」という。）第2条第1項の規定にかかわらず、公募することなく、特定のことを指定管理者に指定するものとする。

2 市長は、前項の規定により特定のことを指定管理者に指定しようとするときは、あらかじめ、当該特定のものに対し、指定条例第3条に規定する申請書及び事業計画書その他規則で定める書類の提出を求めるものとする。

（入所の申込み）

第3条 保育児童の保護者は、保育児童を地域保育所に入所させようとするときは、入所の申込書を指定管理者に提出し、入所の承諾を受けなければならない。

（退所等）

第4条 入所児童の保護者（以下「保護者」という。）は、当該入所児童を退所させようとするときは、指定管理者に届け出なければならない。

2 指定管理者は、入所児童が次の各号のいずれかに該当するときは、当該入所児童を退所させ、又はその入所を停止することができる。

（1） 正当な理由がなく1月以上欠席したとき。

（2） 第2条の4各号のいずれかに該当するとき。

（3） その他指定管理者が入所を不相当と認めたとき。

3 指定管理者は、前2項の規定により入所児童を退所させ、又はその入所を停止するときは、あらかじめ保護者に通知するものとする。

（異動届）

第5条 保護者は、第3条の申込書に記載した事項に異動を生じたときは、速やかにその旨を指定管理者に届け出なければならない。

（保育料の納入）

第6条 保護者は、保育料を指定管理者に納入しなければならない。ただし、当該保育料について子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第30条の11第3項の規定による支払があつたときは、当該支払があつた額の限度において、当該保育料を納入したものとみなす。

（保育料の設定基準等）

第7条 前条の保育料は、別表第2に規定する保育料設定基準により、指定管理者が定める。

2 指定管理者は、保育料の額、納入方法、減免等について定め、又はこれらを変更しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

3 市長は、前項の規定により承認をしたときは、その内容について速やかに告示するものとする。

(階層区分の認定)

第8条 指定管理者は、保育を行つたときは、保護者について、当該保護者の別表第2第1項の規定による階層区分を認定するものとする。

2 指定管理者は、毎年保育に係る保護者の負担能力について調査を行い、前項の規定により認定した階層区分の改定を行うことができる。

3 指定管理者は、第1項の規定による階層区分の認定をしたとき、又は前項の規定による階層区分の改定を行つたときは、その旨を保護者に通知するものとする。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、昭和46年4月1日から施行する。

附 則 (昭和50年4月1日条例第11号)

この条例は、昭和50年4月1日から施行する。

附 則 (昭和51年3月29日条例第22号)

この条例は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則 (昭和53年10月5日条例第34号)

1 この条例は、昭和53年10月6日から施行する。

2 地方自治法第260条第2項の規定に基づく北海道知事の告示の日(昭和53年11月1日)の前日までは、この条例による改正後の旭川市へき地保育所及び季節保育所条例別表中「旭川市西神楽3線25号」とあるのは「旭川市神楽町西神楽」とする。

附 則 (昭和55年4月1日条例第17号)

この条例は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則 (平成9年3月31日条例第15号)

この条例は、平成9年4月1日から施行する。

附 則 (平成12年3月31日条例第58号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成13年3月26日条例第18号)

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則 (平成14年3月27日条例第16号)

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成15年12月12日条例第58号抄）

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年9月22日条例第43号）

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、第2条の次に5条を加える改正規定（第2条の6に係る部分に限る。）、別表の改正規定（旭川市立桜岡へき地保育所に係る部分に限る。）及び附則第3項の規定は公布の日から、別表の改正規定（旭川市立桜岡へき地保育所に係る部分を除く。）は平成18年1月1日から施行する。

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の旭川市へき地保育所及び季節保育所条例第3条の規定により入所の承諾を受けている者は、この条例による改正後の旭川市へき地保育所及び季節保育所条例（以下「改正後の条例」という。）第3条の規定により入所の承諾を受けたものとみなす。

3 改正後の条例第7条の規定による保育料の設定及びこれに関し必要な行為は、この条例の施行前においても、同条の規定の例により行うことができる。

附 則（平成20年3月24日条例第14号）

1 この条例は、平成20年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、別表の改正規定（旭川市立日の出倉沼へき地保育所に係る部分に限る。）は、公布の日から施行する。

2 この条例による改正後の旭川市へき地保育所及び季節保育所条例（以下「改正後の条例」という。）別表第2の規定は、施行日以後に受けた保育に係る保育料について適用し、施行日前に受けた保育に係る保育料については、なお従前の例による。

3 施行日から平成21年3月31日までの間は、改正後の条例別表第2中「8,200」とあるのは「6,000」と、「4,100」とあるのは「3,000」とする。

附 則（平成20年9月19日条例第46号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年9月19日条例第58号）

この条例は、平成26年10月1日から施行する。

附 則（平成28年6月17日条例第56号）

1 この条例は、公布の日から施行する。

- 2 この条例による改正後の旭川市へき地保育所及び季節保育所条例の規定は、平成28年4月1日以後に受けた保育に係る保育料について適用し、同日前に受けた保育に係る保育料については、なお従前の例による。

附 則（平成29年3月24日条例第29号）

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成29年9月15日条例第50号）

- 1 この条例は、平成30年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 この条例による改正後の旭川市地域保育所条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、施行日以後に受けた保育に係る保育料について適用し、施行日前に受けた保育に係る保育料については、なお従前の例による。
- 3 施行日の前日の属する年度の開所期間の末日において旭川市へき地保育所及び季節保育所に入所していた児童のうち、施行日以後引き続き旭川市地域保育所に入所している児童に適用する保育料の額については、次の各号に掲げる期間において当該児童の属する世帯の階層がC4からC13までの階層と認定され、かつ、当該期間に当該児童が受けた保育に係る保育料の月額が8,200円を超えるときは、改正後の条例別表第2の規定にかかわらず、8,200円と当該期間に当該児童が受けた保育に係る保育料の月額から8,200円を減じて得た額に、次の各号に掲げる期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額を合計した額（10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。）とする。

（1） 施行日から平成31年8月31日までの期間 3分の1

（2） 平成31年9月1日から平成32年8月31日までの期間 3分の2

附 則（平成31年3月22日条例第20号）

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和元年6月28日条例第10号）

- 1 この条例は、令和元年10月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 この条例による改正後の旭川市地域保育所条例の規定は、施行日以後に受けた保育に係る保育料について適用し、施行日前に受けた保育に係る保育料については、なお従前の例による。

附 則（令和元年12月20日条例第116号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の旭川市地域保育所条例の規定は、令和元年10月1日から適用する。

別表第1（第2条関係）

名称	位置
旭川市立日の出倉沼保育所	旭川市東旭川町日ノ出
旭川市立桜岡保育所	旭川市東旭川町東桜岡
旭川市立江丹別保育所	旭川市江丹別町中央
旭川市立神居古潭保育所	旭川市神居町神居古潭
旭川市立雨紛保育所	旭川市神居町雨紛
旭川市立さくら保育所	旭川市永山町16丁目
旭川市立あすか保育所	旭川市永山町11丁目
旭川市立旭正保育所	旭川市東旭川町旭正
旭川市立嵐山保育所	旭川市江丹別町嵐山
旭川市立東鷹栖第2保育所	旭川市東鷹栖4線18号
旭川市立東鷹栖第4保育所	旭川市東鷹栖9線15号
旭川市立千代ヶ岡保育所	旭川市西神楽3線24号

別表第2（第7条関係）

保育料設定基準

1 保育料は、次に規定する額の範囲内となるように設定しなければならない。

各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分		金額（月額）
階層区分	定義	
A	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による被支援世帯（単給世帯を含む。）	円 0 (0)
B	A階層を除き、当該年度分の市町村民税が非課税の世帯	1,200 (0)
C 1	A階層及びB階層を除き、当該年度分の市町村民税が課税されて	48,600円未満 (1,070)
C 2	いる世帯であつて、その市町村民税の所得割の額が次の区分に該	48,600円以上 53,000円未満 (1,550)

C 3	当する世帯	53,000円以上	8,500
		69,000円未満	(2,120)
C 4		69,000円以上	11,100
		87,000円未満	(2,770)
C 5		87,000円以上	14,100
		105,000円未満	(3,520)
C 6		105,000円以上	18,000
		123,000円未満	(4,500)
C 7		123,000円以上	20,100
		140,000円未満	(5,020)
C 8		140,000円以上	22,200
		163,000円未満	(5,550)
C 9		163,000円以上	24,400
	193,500円未満	(6,100)	
C 10	193,500円以上	25,200	
	254,000円未満	(6,300)	
C 11	254,000円以上	25,900	
	360,000円未満	(6,470)	
C 12	360,000円以上	26,700	
	415,000円未満	(6,670)	
C 13	415,000円以上	27,600 (6,900)	

備考

- この表において「所得割の額」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第2号に規定する所得割の額をいう。この場合において、所得割の額の計算について必要な事項は、規則で定める。
- 同一世帯に規則で定める子どもが2人以上いる場合は、年齢の最も高い子どもを第1子目とし、第2子目の入所児童に適用する保育料の額は各階層の（ ）内の額とし、第3子目以降の入所児童に適用する保育料の額は0円とする。

- 3 前項の規定にかかわらず、入所児童の属する世帯の階層がB階層又はC 1 からC 3 までの階層（C 3 階層にあつては、市町村民税の所得割の額が57,700円未満の世帯に限る。）と認定された世帯であつて、保護者と生計を一にする者のうちに規則で定める者が2人以上いる場合は、年齢の最も高い者を第1子目とし、第2子目の入所児童に適用する保育料の額は各階層の（ ）内の額とし、第3子目以降の入所児童に適用する保育料の額は0円とする。ただし、当該第2子目以降の入所児童のうちに3歳未満児（家庭において必要な保育を受けることが困難であると認められるものを除く。次項において同じ。）がいる場合における当該3歳未満児に適用する保育料の額については、この限りでない。
- 4 入所児童の属する世帯の階層がB階層又はC 1 からC 4 までの階層（C 4 階層にあつては、市町村民税の所得割の額が77,101円未満の世帯に限る。）と認定された世帯であつて規則で定めるものに該当する場合における3歳未満児以外の入所児童に適用する保育料の額は、この表及び前2項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。
- (1) B階層 0円
 - (2) C 1 からC 4 までの階層 1,200円（前項の規定の例により数えた場合における第2子目以降の入所児童にあつては、0円）
- 5 保育を受けた日の属する月が4月から8月までの間にある場合において、この表を適用するときは、この表中「当該年度分の市町村民税」とあるのは、「前年度分の市町村民税」とする。
- 2 月の途中で地域保育所に入所し、又は地域保育所を退所した場合における当該入所児童に係るその月の保育料の額については、指定管理者が市長の承認を得て設定することができる。